

事務連絡
令和5年6月28日

各都道府県
人事担当課、市町村担当課、区政課 } 御中
各指定都市 人事担当課

総務省自治行政局公務員部公務員課

大量雇用変動が生じる場合の対応について

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第27条第1項に規定する大量雇用変動が生じる場合、各地方公共団体においては、同条第2項に基づく大量離職通知書を提出いただいているところですが、このことについて、別添のとおり、厚生労働省職業安定局首席職業指導官から、各都道府県労働局職業安定部長あて発出された通知を添付しますので、当該通知を参照のうえ、適切な対応をお願いいたします。なお、制度の詳細については、各公共職業安定所にお問い合わせください。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本事務連絡についての情報提供を行っていること、及び、本事務連絡は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
(昭和 41 年法律第 132 号)

(大量の雇用変動の届出等)

第二十七条 事業主は、その事業所における雇用量の変動（事業規模の縮小その他の理由により一定期間内に相当数の離職者が発生することをいう。）であつて、厚生労働省令で定める場合に該当するもの（以下この条において「大量雇用変動」という。）については、当該大量雇用変動の前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職者の数その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 国又は地方公共団体に係る大量雇用変動については、前項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を含む。第二十八条第三項において同じ。）は、当該大量雇用変動の前に、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知するものとする。

3 略

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
施行令（昭和 41 年政令第 262 号）

(大量の雇用変動の通知)

第四条 法第二十七条第二項の規定による通知は、同条第一項に規定する大量雇用変動がある日（当該大量雇用変動に係る離職の全部が同一の日に生じない場合にあつては、当該大量雇用変動に係る最後の離職が生じる日）の少なくとも一月前に、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）

(大量の雇用変動の届出等)

第八条 法第二十七条第一項の厚生労働省令で定める場合は、一の事業所において、一月以内の期間に、次の各号のいずれかに該当する者及び既に法第二十七条第一項又は第二項の規定に基づいて行われた届出又は通知に係る者を除き、自己の都合又は自己の責めに帰すべき理由によらないで離職する者（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつたことにより離職する者を除く。）の数が三十以上となる場合とする。

一～三 略